

薬生食輸発1217第2号
平成30年12月17日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産そばのハロキシホップ、米国産セロリのビフェントリン、ロシア産そばのハロキシホップ)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正：平成30年12月6日付け薬生食輸発1206第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、米国産セロリのビフェントリンについて、検査命令を解除したことから、平成30年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、モニタリング通知の別表第2から中国産そばのハロキシホップの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、モニタリング通知の別表第2及び別表第3からロシア産そばのハロキシホップの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成30年 12月17日	米国	セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る)	ビフェントリン	